

北海道告示第 10087 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和元年（2019 年）5 月 30 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 申請年月日  
平成 31 年（2019 年）4 月 26 日
- 2 法人の名称  
有限会社いかすハウス
- 3 代表者職・氏名  
取締役 日崎 雅子
- 4 主たる事務所の所在地  
帯広市西 12 条南 13 丁目 4-11
- 5 実施する支援業務  
住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供及び相談  
見守りなど要配慮者への生活支援
- 6 支援業務を行おうとする事務所の所在地  
帯広市西 12 条南 13 丁目 4-11
- 7 支援業務を開始しようとする年月日  
北海道の指定を受けた日から
- 8 指定年月日  
令和元年（2019 年）年 5 月 30 日
- 9 指定番号  
北海道指定第 1 2 号